

# 農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 号の規定による

〔許可の申請届出〕にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

年 月 日

転用組合員 住所

氏名

印

転用関係者 住所

氏名

印

稲生川土地改良区理事長 殿

記

1 土地（ 地区）

所 在	番 地	地 目	面 積	転用目的	備 考

2 位置図、公図写（分筆している場合は地番、面積等記載の分筆登記申請書写及び分筆図）

3 農業委員会（県知事）に〔転用許可申請書〕を提出しようとする日（ 月 日）

上記確認済

確 認 者	記名又は署名	印
地区管理委員長		
地区管理担当委員		

（注）転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

# 地区除外申請書

年 月 日通知に係る土地につき、年 月 日

以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。

年 月 日

転用組合員 住所

氏名

㊞

転用関係者 住所

氏名

㊞

稲生川土地改良区理事長 殿

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署する。

年 月 日

## 稲生川土地改良区理事長 殿

転用組合員 住所

氏名

⑩

転用関係者 住所

氏名

⑩

## 農地転用確約書

別紙農地転用等の通知に係る農地の転用については、貴土地改良区除外等処理規程第3条の下記事項を遵守する事を確約致します。

### 記

1. 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
2. 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
3. 汚濁物の水路への流入を防止すること。
4. その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。
5. 施工後水路の清掃をすること。

### 土地の表示

所 在	番 地	地 目	面 積	備 考